

改正

昭和63年3月26日条例第3号

平成2年4月21日条例第12号

平成19年4月1日条例第5号

令和2年1月31日条例第1号

金ヶ崎町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 総合的な町勢推進に関する重要事項を調査審議するため町長の諮問機関として、金ヶ崎町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合開発に関すること。
- (2) 総合的な土地利用に関すること。
- (3) 資源の開発に関すること。
- (4) 自然保護に関すること。
- (5) 除雪、消雪及び雪の利用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町勢の振興に関する重要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

2 この条例施行後、初の審議会は第6条の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則 (昭和63年条例第3号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年条例第12号)

この条例は、平成2年5月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月31日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。